

指名停止期間の変更の概要

- 1 指名停止措置業者名
J F Eエンジニアリング株式会社
00-004701 代表者 大下 元
(土木、建築、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事、清掃施設工事)

86000339 代表者 大下 元
(土木関係コンサルタント)
- 2 従前の指名停止期間
令和4年2月25日 ～ 令和4年4月24日 (2か月)
- 3 変更後の指名停止期間
令和4年2月25日 ～ 令和4年6月24日 (4か月)
- 4 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 5 事実概要
J F Eエンジニアリング(株)の社員3人は、令和2年度竹富町発注の海底送水管更新工事の指名競争入札に関し、公契約関係競売入札妨害容疑で令和4年2月13日に沖縄県警に逮捕された。その後、平成29年度竹富町発注の海底送水管更新工事の契約に関し官製談合防止法違反容疑で、令和4年3月6日に再逮捕された。
- 6 指名停止期間の変更理由
J F Eエンジニアリング(株)の社員3人が官製談合防止法違反容疑で再逮捕されたことは、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第10条第5号による期間の加重に該当することから、同要領第9条第5項に基づき、指名停止の期間の変更を行う。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が、本県内の他の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3か月以上12か月以内
ロ 一般役員等又は使用人	2か月以上12か月以内